協議第10号(継続)

新市建設計画の素案について(分野別計画)

平成17年3月2日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会長磯良史

新市まちづくり 計画(案)

(笠間市・友部町・岩間町合併建設計画)

分野別計画

平成 17 年 3 月

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

新市建設計画の基本方針

- (1~4については、第1回で提案済)
- 5.土地利用構想

- (1)整備の方針
- (2)開発の方針
- (3)保全の方針

分野別計画

- 1.都市基盤の整備 (1) 幹線道路の整備
 - (2) 景観の整備
 - (3)市街地の整備
 - (4)土地利用
- 2.保健・医療と福祉の充実 (1)保健予防・健康づくりの推進
 - - (2)地域福祉の充実
 - (3) 高齢者福祉の充実
 - (4)児童福祉・子育て支援の充実
 - (5)障害者(児)福祉の充実
 - (6)ひとり親家庭等の福祉の充実
 - (7)低所得者福祉の充実
- 3.生活環境の整備
- (1) 生活道路の整備
- (2)防犯体制の強化
- (3)消防・防災体制の充実
- (4) 公園・緑地・河川の整備
- (5)上水道の整備
- (6) 生活排水対策
- (7)ごみ対策

4.教育文化の充実

- (1) 幼児教育の充実
 - (2)学校教育の充実
 - (3) 生涯学習の推進
 - (4) 文化の振興
 - (5) スポーツの振興

- 5.産業の振興 (1)農林業の振興 (2)商業の振興 (3)工業の振興 (4)観光の振興
- 6.住民参画の推進 (1)住民参加の強化
 - (2)地域間交流の支援
 - (3)男女共同参画の推進
 - (4)情報公開の推進
- 7.行財政の効率化
- (1) 安定した財政運営の確立
- (2)行政改革の推進
- (3)情報化の推進

公共的施設の統合整備

- (1)庁舎の位置付け
- (2)既存施設の活用
- (3)新たな施設の整備

5.土地利用構想

新市の面積は、平坦な地形が連なる可住地面積(136.7 km²)が多い行政区域となっ ており、かつ全区域とも一般都市計画区域になっていることから宅地化が比較的容易で あったために、友部地区では宅地開発が進み人口の増加が顕著となっています。また、 県中央部に位置しているという利点から JR 鉄道網が発達し、かつ高速自動車道、国道 及び県道など広域幹線道路を中心として道路網が整備されてきました。また、笠間地区 では土地区画整理事業を進める中で、商業施設を取り込んで効果的な地域開発が行なわ れた実績もあります。

一方、北部から西部にかけては小高い山が連たんしていて、自然が保存されており、 涸沼川流域を中心として水田が広がり農業生産活動の支えとなっています。

このような経過を踏まえ、今後の土地利用についても、整備、開発及び保全のバラン スを十分考慮して、民間活力と連携しながら進めていきます。

1. 整備の方針

公共都市整備については、新市の一体感を早期に醸成し、鉄道からの光資源へのアク セス整備のために道路整備、均衡ある発展を期して市街地整備を優先的に進めます。

2. 開発の方針

景気の低迷、環境、自然保全の意識の高まりから公共、民間事業とも大型事業といわれる開発は激減しております。その状況下にありながら新市地域の中では、笠間地区上加賀田地内、北関東自動車道拠点整備事業、友部地区流通センター整備事業、岩間地区常磐自動車道岩間 IC 周辺の開発事業など開発予定地域が存在しますが、民間活力を生かし、環境保全に注意しながら開発を進めます。

3. 保全の方針

吾国愛宕自然公園、笠間県立自然公園、野口池自然環境保全地域に代表されるように、 自然環境に恵まれた地域となっており、また全域的に農地が保全されております。これ らは観光レクリェーション面でも優位な要素となっていることから、今後とも自然環境 の保全に努めていきます。

単位:千m。%

【表5】地	1日別ニ	L地利用
-------	------	------

	田	畑	宅地	山林・原野	その他	計
面積	29,424	35,661	21,263	90,156	63,746	240,250
構成比	12.2	14.8	8.9	37.5	26.6	100.0

分野別計画

新市のまちづくりを効果的に進め「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市」 実現のため分野別の施策を次のように展開していくものとします。

1 都市基盤の整備

【基本方向】

新市のもつ地理的優位性を活かしたまちづくりを進めるために、広域幹線道路の整備 をし、及び合併効果を高めるために地域内の幹線道路を整備していきます。また、既に 着手している駅周辺整備については継続して進め、均衡ある発展のために新たな市街地 整備を行います。

(1) 幹線道路の整備

新市発展の基盤となる、北関東自動車道や国道355号バイパスについて早期 整備を促進します。

国道、主要地方道及び一般県道については、新市内外の連携強化や一体的なコミュニティ形成を図る重要な広域幹線道路として整備を促進します。

新市の一体感を醸成し、合併効果を高めるために旧市町の市街地を結ぶ道路の 整備を進めます。

(2)景観の整備

地域の歴史・文化を生かすために歴史的な建造物保存や町並み景観整備に努め ます。

新市の一体化を図り、来訪者への安らぎを提供するためにサイン計画を推進し ます。

(3)市街地の整備

交通の利便をさらに高めるために、駅周辺の整備を推進します。 均衡ある発展のために区画整理事業等市街地整備を進めます。

(4)土地利用

国土利用計画に基づき、整備、開発及び保全のバランスに配慮した土地利用を 進めます。

市内にある大規模公有地(県有地)について、新市のまちづくりに活用すべく 茨城県とともに検討していきます。

総合流通センターや笠間地区上加賀田地内の北関東自動車道拠点整備事業を促進します。

【主な事業】

項目	事業
	幹線市道の整備
幹線道路の整備	都市計画道路の整備
	橋梁整備・架け替え事業
景観の整備	歴史的な町並みづくりの推進
京観の空涌	サイン計画の推進
市街地の整備	駅周辺の整備
開留の空桶	土地区画整理事業の推進
	都市計画マスタープランの策定
土地利用	都市計画図の作成
	大規模公有地活用のための協議
	流通センターの整備促進
	北関東自動車道拠点の整備促進

【国・県事業】

項目	事 業
	北関東自動車道の整備
	国道 3 5 5 号バイパス整備
	主要地方道宇都宮笠間線整備
抋伯、关吻へあけ	主要地方道日立笠間線整備
	主要地方道土浦笠間線整備
幹線道路の整備 	主要地方道大洗友部線のバイパス整備
	都市計画道路宿大沢線整備
	主要地方道水戸岩間線整備
	一般県道平友部停車場の整備
	一般県道上吉影岩間線のバイパス整備

2、保健・医療と福祉の充実

【基本方向】

少子高齢化社会が進展していくなかで、次世代育成支援施策や高齢者の生きがい 対策を強化するとともに、多様化している住民ニーズに対応する施策展開を図り、 地域の特性を活かして活力ある地域を育んでいくものとします。特に、友部地区で は医療、福祉施設が十分整備されておりこれらの施設の活用と連携を図ります。

(1)保健予防・健康づくりの推進

各地域にある保健センターを核として、住民が健康で生活できる健康増進策を 強化するものとします。また、健康づくりに係る施策を計画的に進めるため、健 康日本21市町村計画を策定します。

医療ニーズの多様化、高度化に対応した総合的な地域医療提供体制確立のため、 医療機関相互の機能分担、連携強化や小児医療体制の整備を推進するとともに、 緊急医療体制の充実を図ります。

(2)地域福祉の充実

地域福祉活動の基本となる新市の「地域福祉計画」を策定します。 地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会の活動を支援・強化します。 合併に伴う行政区域の広域化に対応し、高齢者や障害者が移動しやすいように 福祉バスの運行区域を拡大します。

(3) 高齢者福祉の充実

高齢者福祉施設の整備など介護サービス提供体制の充実やサービス内容の向上 を図り、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

高齢者が要介護にならず自立した生活が送れるよう、介護予防や生活支援の提供を行います。

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活が送れるように、シルバー人 材センターや高齢者クラブへの支援を行います。

(4)児童福祉・子育て支援の充実

「次世代育成支援行動計画」に基づき、計画的かつ総合的な子育て支援施策を 推進します。

公立保育所と私立保育所間の連携をとりながら、保育内容の充実を図ります。

地域における子育て支援ネットワークづくりを進め、共働き世帯への支援とし て放課後児童クラブや子育てサポート事業を充実します。 (5)障害者(児)福祉の充実

障害者の社会参加を促進するため、障害者の就労支援と在宅サービスの充実を 図ります。

障害者支援費制度に基づくサービスの充実や利用促進を図ります。

障害者福祉施設や相談体制の充実を図るとともに、障害者福祉団体の支援など を進めます。

(6)ひとり親家庭等の福祉の充実

ひとり親家庭や父母のいない児童などが安心して生活できるよう、生活や子育 てに対する不安を解消するための相談・指導体制の充実に努めるとともに、生活 安定と自立促進に向けた支援を行います。

(7)低所得者福祉の充実

就労や社会参加を促し、対象者の自立を支援し、相談体制を充実させ、精神的 なバックアップを行います。

【主な事業】

項目	事 業
	「健康日本21」市町村計画の策定
保健予防・健康づく	健康推進事業の実施
りの推進	医療福祉費支給制度の充実(未就学児童)
	母子保健事業の推進
	地域福祉計画の策定
 地域福祉の充実	社会福祉協議会の支援
地域価値の元美	地域ケアシステムの推進
	福祉バスの運行
「古料本海池の大中」	在宅支援センターへの支援
高齢者福祉の充実	介護予防事業の推進
児童福祉、子育て	次世代育成支援行動計画の実施
支援の充実	
陸中央(旧)	障害者基本計画の策定
障害者(児) 	障害者支援制度の充実
ひとり親家庭等の福	
祉の充実	相談・指導体制の充実
低所得者福祉の充実	支援、相談体制の充実

3 生活環境の整備

【基本方向】

生活の快適性を実現し、住み良いまちを目指していくため、生活道路整備、防犯・ 防災対策、生活排水対策等を推進し、自然と調和する環境を維持するものとします。 また、生活環境づくりには一人ひとりの住民が重要な役割を担うことから、住民の 意識高揚を図っていきます。

(1)生活道路の整備

幹線道路の整備に併せて、新市内の生活道路の整備水準の均衡を計るため道路 整備を進めます。

歩行者、自転車が安全に通行できる歩車道を分離した道路の整備を進めます。

(2)防犯体制の強化

防犯灯等の整備に努めるほか、犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。 警察・防犯団体・地域が連携して日ごろからの防犯対策の推進、防犯意識の啓 発を図ります。

安全な教育環境、子育て環境をつくるために、学校、幼稚園や保育所の警備体 制を充実し、安全な通学路、通学環境の整備に努めます。

(3)消防・防災体制の充実

防災計画等に基づき、防災設備や防災活動拠点を確保し、防災体制の強化を図 るとともに、避難所を確保し災害に強いまちづくりを進めます。

常設消防機関としては笠間地方広域事務組合となっており、さらなる連携を図っていきます。

(4)公園・緑地・河川の整備

都市公園整備については笠間地区で進んでおり、格差解消を図ります。

吾国・愛宕県立自然公園、笠間県立自然公園や野口池自然環境保全地域など自 然環境に恵まれていることから、今後とも保全に努めます。

新市の中心部を北部から南東部に貫流する涸沼川については、安全性と快適性 を確保した治水事業を推進するとともに、市民の憩いの場として有効活用を図り ます。

(5)上水道の整備

「安全でおいしい水」を安定的に供給するため、引き続き水道施設の適正な維 持管理に努めます。

老朽施設の整備改善を進めるとともに、未加入世帯の解消を図ります。

(6)生活排水対策

ー部事務組合と町単独で進めてきた公共下水道事業を、組織を一本化すること によってより効率的な運営を図ります。

ベストプランに基づき農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置と併せて効率的 な生活排水対策を行っていきます。

(7)ごみ対策

友部・岩間地区のごみについては友部地方環境組合で、笠間地区については単 独で委託しておりますが、今後は新たに供用となるエコフロンティアとの連携を 図ります。

ごみに対しては減量が最大の効果であることを基本として、3Rの意識を徹底 します。

3R: reduce. (減量) reuse. (再利用) recycle (循環)

	+	+>	曲	**	
L	+	14	≞	÷.	

項目	事 業
生活道路の整備	生活道路の整備
防犯体制の強化	防犯灯設置事業
別が平町の知	学校、幼稚園、保育所の安全警備事業
消防・防災体制の	消防車両等整備・更新
拡充	消防水利(消火栓・貯水槽)の整備
公園・緑地・河川	緑の基本計画策定
の整備	都市公園の整備
上水道の整備	上水道事業
	公共下水道事業
生活排水対策	農業集落排水事業
	合併処理浄化槽設置の推進
ごみ対策	3 R の推進
	生ごみの容器(堆肥化)補助事業

【国・県事業】

項目	事業
公園・緑地・河川	笠間芸術森公園整備事業
の整備	涸沼川河川改修事業

4 教育・文化の充実

【基本方向】

地域社会づくりのためには、次世代を担う人材の育成は重要な要素となっており、学 習の場となる幼・小中学校の教育環境を整えるものとします。

また、住民の学習意欲を満たしスポーツ振興を図るため、各種施設の機能を高め有効 活用を図るものとします。

(1)幼児教育の充実

少子化現象を考慮し、かつ新たな市域の設定にあわせて公立幼稚園と私立幼稚 園の連携をさらに強化します。

(2)学校教育の充実

小学校と中学校の一貫性を図るため、継続性のある教育環境の整備に努めます。 義務教育施設について、建築経過等を踏まえ新築又は改築を計画的に実施しま

す。

校内や登下校時の防犯対策及び安全対策を強化します。

(3) 生涯学習の推進

中央公民館などそれぞれの地域に整備されている生涯学習施設間の連携や有効 活用、講座の充実を図ります。

図書館については旧3市町でそれぞれ有することから、3館の連携を図ってサ ービス提供を行います。

(4) 文化の振興

有形・無形の文化財をはじめ、伝統ある行事・祭事、遊び・工芸・伝承など身 近な生活文化、地域文化を積極的に保護し広く内外に発信します。

芸術の森公園、芸術の村、日動美術館等優れた芸術文化施設存在することから、 新たな芸術文化創造の芽を育みます。

地域のブランド力を高めるため、国際的な視野に立った芸術文化振興を推進し ます。

(5)スポーツの振興

笠間地区総合公園をはじめ整備された各地域の既存施設を中心として、学校施 設等を活用してスポーツ振興を図っていきます。

施設利用予約システムのネットワーク化を図ります。

気軽に親しめる機会の拡大のため、スポーツイベントの充実や関係団体の育成、 支援を図り、スポーツ少年団の交流を促進します。

(6)国際交流

国際交流協会などの組織を軸に市民や企業と連携し交流事業を活発化します。 国際理解の意識高揚のための環境づくりを、学校教育や高度情報利用(イン ターネットなど)を通じて進めます。

【主な事業】

項目	事業
幼児教育の充実	就園奨励費による助成
	情報教育(コンピュータ)の充実
 学校教育の充実	地域の特色を生かした教材の作成(社会科
子牧牧員の元夫	副読本作成)
	小・中学校施設の耐震化及び改修事業
	公民館活動の支援
生涯学習の推進	図書館の書籍検索システムの充実とネッ
	トワーク化
文化の振興	市民文化祭の充実
又化の旅興	国際陶芸イベント開催
	各種イベントの開催
スポーツ振興	スポーツ施設予約システムのネットワー
	ク活用
国際交流	国際交流協会への支援

5 産業の振興

【基本方向】

新市は、新規の企業を誘致するとともに地域内での既存産業を育成するなど、企業集 積の拡大を図り、地域の活性化と雇用の促進を図るものとします。また地域ブランドを 活用して農産物振興に結び付けます。

(1) 農林業の振興

友部・岩間地区の栗を中心とした果樹栽培、菊をはじめ付加価値のついた花卉 栽培については、笠間地区観光業との交流により新たな視点の展開を図ります。

クラインガルテン(笠間地区・本戸)を中心として農村と都市住民の交流を 推進します。

地産地消型の農業の振興を図るものとし、安心できる生産者と消費者の連携を 図ります。

土地改良事業の推進により生産基盤を確立します。

農村集落排水事業の推進を図り、農村の生活環境の整備に努めます。

畜産粉乳の処理施設や農業集落排水汚泥処理施設の整備に努め汚泥、汚泥な どの有機施設として農地への還元を図り循環型農業を進めます。

林業振興のために笠間西茨城森林組合への支援を行います。

(2) 商業の振興

自治金融、振興金融制度活用を推進して、商業者の経営を支援します。

既存商店街に対しては自主性を前提として、中心市街地活性化構想に基づいて支援をします。

新市の立地条件を生かした総合流通センターの整備を促進するとともに、企業誘致活動を進めます。

(3)工業の振興

恵まれた道路網、地理的な好条件を生かして企業誘致を積極的に推進します。 また、流通センターの整備を促進するとともに進出企業の誘致を進めます。 新市は、地理的優位性と鉄道や高速交通の利便性を活かし、新企業を誘致し、

石材工業、窯業を中心に特徴ある地場産業の育成、支援を行っていきます。 地元企業を支援していくものとします。

(4)観光の振興

地域内の観光のネットワーク化を図ります。

県立吾国愛宕自然公園、笠間県立自然公園、野口池など恵まれた自然環境を観 光レクリェーション面での活用を図ります。

クラインガルテンを核としてグリーンツーリズムに取り組み、新たな視点から の観光振興を進めます。

既存の観光イベントを継続発展させていきます。

ブランド力のある域内の果樹や花卉を観光に活用します。

「笠間ファンクラブ」の PR によりリピーターの拡大を図ります。

【主な事業】

項目	事業
農林業の振興	観光業との異業種交流推進
	グリーンツーリズムの推進
	土地改良事業の推進
	地産地消型農業の推進
	循環型農業の推進
	森林組合への支援
商業の振興	振興金融、自治金融制度活用の促進
	中心市街活性化事業の支援
	流通センターの整備促進
工業の振興	企業誘致の推進
	流通センターの整備促進
観光の振興	観光のネットワーク化
	グリーンツーリズムの推進
	イベントの推進、支援
	笠間ファンクラブの推進

6 住民参画の推進

【基本方向】

活力ある新市を構築していくため、行政運営に住民の意向を反映し、魅力的な地域社 会の醸成に努めるものとします。特に、実践されている「住民との協働」をさらに発展 させます。

(1)住民参画の強化

住民参画を促すために、新市の住民の一体化を図る事業を進めます。 笠間地区においては「まちづくり教室」、友部地区においては「友部学」が実 践され、住民参画の牽引車となっていることから、これらを発展させます。 また、各地域で育くんできた、住民活動を大切に生かします。

(2)地域間交流の支援

新市の一体感を醸成するために、スポーツや文化面でのイベントを積極的に開 催します。

(3)男女共同参画の推進

ー人ひとりの違いを認め、互いの人権を尊重しながら家庭、地域、学校等で男 女共同参画意識を普及させます。

男女共同参画によるまちづくり推進のために、あらゆる分野での女性の参加を 積極的に推進します。

(4)情報公開の推進

住民参画を進める上で、行政と住民が情報を共有することは重要な要件となっていることから、積極的に情報を公開します。

【主な施策】

項目	事 業
住民参画の強化	新市が一体となって行うイベントの開催 まちづくり教室の推進
	友部学の推進
地域間交流の支援	新市が一体となって行うイベントの開催
男女共同参画	新市男女共同参画基本計画の策定
情報公開の推進	パブリックコメントの充実
	情報公開の推進

7 行財政の効率化

【基本方向】

多様化する行政ニーズに対応し、潤いのある市民生活をサポートできる行政サービスを提供していくとともに、合併の効果を組織や財政基盤に反映するものとし、県央 地域の拠点となる自治体として地方分権社会に対応していくものとします。

(1)安定した財政運営の確立

経済状況が厳しさを増すなか、各施策については事業の緊急性、必要性を評価 し、合併特例債を最小限にとどめ地域間の格差解消に活用します。

コスト意識の徹底、重複投資等の回避など支出の抑制、経費節減を徹底します。 公共施設等の統廃合などにより、重複施設の維持管理を抑制するなど、効率的 な財政運営を行うものとします。

(2)行政改革の推進

これまで各市町で進めてきた行政改革を、合併を契機として一層の行政改革に 努め職員の給与及び職員数の適正化、事務事業の見直し(事務事業評価制度等) 民間委託や民間資金の活用(PFI)等に取り組み、得られた効果を専門職の配置 や組織づくりに生かします。

住民サービスの向上を図るため市に、本庁舎、支所ともワンストップサービス に努めます。

(3)情報化の推進

効率的な行政運営や窓口サービスなど住民サービスの利便性の向上を図るため 各庁舎や公共施設のネットワーク化や各種申請・届け出等の電子化などを進め、 電子自治体の実現を図ります。

IT 社会の進展に対応した利便性の高い社会づくりを図るため、地域格差のない高速大容量通信網の利用環境の整備に努めます。

【主な事業】

項目	事業
安定した財政運営	補助金の見直し(第3者機関等の活用)
の確立	公共工事のコスト削減
行政改革の推進	行政改革大綱の策定
	定員適正化計画の策定
	職員給与の適正化
	新市総合計画の策定
	ワンストップサービスの導入
情報化の推進	OA (情報システムの統一)
	セキュリティ、情報管理の徹底

公共的施設の統合整備

1、基本的な考え方

公共施設の統廃合については、既存施設が住民生活に直結していることから住民 に与える影響を十分考慮してた上で、維持・管理面での経費節減、地域間の格差を 解消することを念頭においての運営とします。

(1) 庁舎の位置付け

庁舎については、現在の友部町庁舎を本庁とし、笠間市庁舎、岩間町庁舎は総合 的な機能を有する支所(総合支所)とします。この行政改革の推進を視野に、庁舎 の増改築については最小限とします。

(2)既存施設の有効活用

既存施設については、効率的な行政運営を推進していくなかで、複合施設など施設のあり方について検討するとともに、住民ニーズ取り入れながら改築または施設機能の充実に努めるものとします。

また、重複する施設については、それぞれの機能分担を明確にして住民の利便性 の確保を図っていきます。

(3)新たな施設の整備

快適な住民生活に寄与し、新市の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じて 格差解消を図るため必要に応じて、新たな公共施設整備を進めていきます。